

議第337号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している高等学校及び幼稚園の校長、園長、教頭等その他管理又は監督の地位にある教職員の給料の額の特例措置について、その期間を延長する必要があるので提案する。